



平成 26 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 : 株 式 会 社 大 京  
代 表 者 名 : 代 表 執 行 役 社 長 山 口 陽  
コ ー ド 番 号 : 8840 東 証 第 1 部  
問 い 合 わ せ 先 : グ ル ー プ 経 営 企 画 部 長 日 名 子 幸 一  
TEL : 03-3475-3802

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 25 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

当社が発行しておりました第 2 種優先株式、第 4 種優先株式、第 7 種優先株式および第 8 種優先株式につきましては、取得請求権の行使により、普通株式の交付と引き換えにその全株式を取得し、直ちに消却いたしました。

現時点におきましては、同内容の優先株式の発行は予定していないことから、当該優先株式に係る記述を削り、条数繰り上げを行うものであります。

#### 2. 変更内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 26 年 6 月 25 日 (水)	(予定)
定款変更の効力発生日	平成 26 年 6 月 25 日 (水)	(予定)

以上

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>1 億 4, 100 万株</u>とし、このうち <u>1 億 5, 240 万株</u>は普通株式、<u>1, 000 万株</u>は第 1 種優先株式、<u>1, 125 万株</u>は第 2 種優先株式、<u>1, 875 万株</u>は第 4 種優先株式、<u>2, 500 万株</u>は第 7 種優先株式、<u>2, 360 万株</u>は第 8 種優先株式とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 当社の普通株式ならびに第 1 種優先株式、<u>第 2 種優先株式、第 4 種優先株式、第 7 種優先株式および第 8 種優先株式</u>の単元株式数は、<u>1, 000 株</u>とする。</p> <p>(第 1 種優先株式)</p> <p>第 12 条 当社の発行する第 1 種優先株式の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>1 当社は、<u>第 43 条</u>に定める毎年 3 月 31 日を基準日とする剰余金の配当(以下本章において「期末配当」という。)を行うときは、第 1 種優先株式を有する株主(以下「第 1 種優先株主」という。)または第 1 種優先株式の登録株式質権者</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>1 億 6, 240 万株</u>とし、このうち <u>1 億 5, 240 万株</u>は普通株式、<u>1, 000 万株</u>は第 1 種優先株式とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 当社の普通株式および第 1 種優先株式の単元株式数は、<u>1, 000 株</u>とする。</p> <p>(第 1 種優先株式)</p> <p>第 12 条 当社の発行する第 1 種優先株式の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>1 当社は、<u>第 38 条</u>に定める毎年 3 月 31 日を基準日とする剰余金の配当(以下本章において「期末配当」という。)を行うときは、第 1 種優先株式を有する株主(以下「第 1 種優先株主」という。)または第 1 種優先株式の登録株式質権者</p>

現行定款	変更案
<p>(以下「第1種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第1種優先株式1株につき、年40円を上限として、当該第1種優先株式発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金の配当(以下「第1種優先配当金」という。)を行う。</p> <p>ある事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して行う期末配当の額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>当社は、期末配当において、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当金を超えて配当は行わない。</p> <p>(第1種優先株主に対する期末配当以外の配当)</p> <p>2 (条文省略) (第1種優先株主に対する残余財産の分配)</p> <p>3 (条文省略) (第1種優先株主の議決権)</p> <p>4 (条文省略) (第1種優先株式の併合または分割等)</p> <p>5 (条文省略) (第1種優先株式の取得請求権)</p> <p>6 (条文省略) (第1種優先株式の取得条項)</p> <p>7 (条文省略) (第1種優先配当金の除斥期間)</p> <p>8 <u>第44条の規定は、第1種優先配当金の支払いについて、これを準用する。</u></p> <p>(第2種優先株式)</p> <p><u>第13条 当社の発行する第2種優先株式の内容は、次のとおりとする。</u> (準用条文)</p> <p>1 <u>第12条第1号ないし第3号および同第5号ないし同第8号の規定は、第2種優先株式にこれを準用する。</u></p>	<p>(以下「第1種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第1種優先株式1株につき、年40円を上限として、当該第1種優先株式発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金の配当(以下「第1種優先配当金」という。)を行う。</p> <p>ある事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して行う期末配当の額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>当社は、期末配当において、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当金を超えて配当は行わない。</p> <p>(第1種優先株主に対する期末配当以外の配当)</p> <p>2 (現行どおり) (第1種優先株主に対する残余財産の分配)</p> <p>3 (現行どおり) (第1種優先株主の議決権)</p> <p>4 (現行どおり) (第1種優先株式の併合または分割等)</p> <p>5 (現行どおり) (第1種優先株式の取得請求権)</p> <p>6 (現行どおり) (第1種優先株式の取得条項)</p> <p>7 (現行どおり) (第1種優先配当金の除斥期間)</p> <p>8 <u>第39条の規定は、第1種優先配当金の支払いについて、これを準用する。</u></p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(第2種優先株主の議決権)</u>  <u>2 第2種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u></p>	
<p><u>(第4種優先株式)</u>  <u>第14条 当社の発行する第4種優先株式の内容は、第12条第1号ないし第3号、同第5号ないし同第8号および第13条第2号の規定を準用する。</u></p>	(削除)
<p><u>(第7種優先株式)</u>  <u>第15条 当社の発行する第7種優先株式の内容は、次のとおりとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(剰余金の配当)</u>  <u>1 当社は、平成23年3月31日以降(同日を含む)、期末配当をするときは、当該期末配当に係る基準日の株主名簿に記載または記録された第7種優先株式を有する株主(以下「第7種優先株主」という。)または第7種優先株式の登録株式質権者(以下「第7種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第7種優先株式1株につき、40円を上限として、第7種優先株式の発行に先立ち取締役会の決議で定める額の配当金(以下「第7種優先配当金」という。)を支払う。</u>  <u>ある事業年度において第7種優先株主または第7種優先登録株式質権者に対して行う剰余金の配当の額が第7種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</u>  <u>第7種優先株主または第7種優先登録株式質権者に対しては、第7種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。</u>  <u>第7種優先株主または第7種優先登録株式質権者に対しては、平成23年3月31日以降(同日を含む。)に行う期末配当以外の配当は行わない。</u></p>	

現行定款	変更案
<p><u>(第7種優先株主に対する残余財産の分配)</u></p> <p>2 <u>当社は、残余財産を分配するときは、第7種優先株主または第7種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第7種優先株式1株につき、第7種優先株式1株当たりの払込金額相当額（以下「第7種優先残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。</u></p> <p><u>第7種優先株主または第7種優先登録株式質権者に対して第7種優先残余財産分配額の全額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、第7種優先株主または第7種優先登録株式質権者は、第7種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> <p><u>(第7種優先株主の議決権)</u></p> <p>3 <u>第7種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u></p> <p><u>(第7種優先株式の取得請求権)</u></p> <p>4 <u>第7種優先株主は、第7種優先株式発行に先立ち取締役会の決議で定める取得を請求し得べき期間中、いつでも当社に対して、その有する第7種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社は第7種優先株主が取得の請求をした第7種優先株式を取得するのと引換えに、当該決議で定める条件で算出される数の当社の普通株式を、当該第7種優先株主に対して交付する。</u></p> <p><u>取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。</u></p>	

現行定款	変更案
<p>(第7種優先株式の取得条項)</p> <p>5 当社は、前号に定める取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかった第7種優先株式全部を、同期間の末日の翌日以降の取締役会の決議で定める日(以下「一斉取得日」という。)が到来することをもって取得するものとし、当社は、当該第7種優先株式を取得するのと引換えに、当該第7種優先株式の払込金額の総額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。)で除して得られる数の普通株式を第7種優先株主に対して交付する。ただし、当該平均値が第7種優先株式発行に先立ち取締役会の決議で定める当初取得価額の80%に相当する額(以下、「下限取得価額」という。)を下回る場合には、当該平均値に代えて下限取得価額を、当該平均値が当該決議で定める当初取得価額の100%に相当する額(以下、「上限取得価額」という。)を上回る場合には、当該平均値に代えて上限取得価額をもって計算する。ただし、当該決議で定める当初取得価額が一斉取得日までに調整された場合には、下限取得価額および上限取得価額についても同様の調整を行うものとする。なお、第7種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合は、会社法第234条に従ってこれを取り扱う。</p> <p>(第7種優先株式の併合または分割等)</p> <p>6 当社は、法令に定める場合を除き、第7種優先株式について株式の併合または分割は行わない。また、当社は、第7種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。</p>	

現行定款	変更案
(第8種優先株式)	
<u>第16条</u> 当社の発行する第8種優先株式の内容は、 <u>第15条第1号ないし同第6号の規定を準用する。</u>	(削除)
(優先順位)	
<u>第17条</u> 各種の優先株式の優先配当金の支払順位および残余財産の分配順位は、 <u>同順位とする。</u>	(削除)
(招 集)	(招 集)
<u>第18条</u> (条文省略) (定時株主総会の基準日)	<u>第13条</u> (現行どおり) (定時株主総会の基準日)
<u>第19条</u> (条文省略) (議 長)	<u>第14条</u> (現行どおり) (議 長)
<u>第20条</u> (条文省略) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	<u>第15条</u> (現行どおり) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)
<u>第21条</u> (条文省略) (議決権の代理行使)	<u>第16条</u> (現行どおり) (議決権の代理行使)
<u>第22条</u> (条文省略) (決議方法)	<u>第17条</u> (現行どおり) (決議方法)
<u>第23条</u> (条文省略) (種類株主総会)	<u>第18条</u> (現行どおり) (種類株主総会)
<u>第24条</u> <u>第20条ないし第22条の規定</u> は、種類株主総会にこれを準用する。	<u>第19条</u> <u>第15条ないし第17条の規定</u> は、種類株主総会にこれを準用する。
2. (条文省略) (取締役の員数)	2. (現行どおり) (取締役の員数)
<u>第25条</u> (条文省略) (取締役の選任)	<u>第20条</u> (現行どおり) (取締役の選任)
<u>第26条</u> (条文省略) (取締役の任期)	<u>第21条</u> (現行どおり) (取締役の任期)
<u>第27条</u> (条文省略) (取締役の報酬等)	<u>第22条</u> (現行どおり) (取締役の報酬等)
<u>第28条</u> (条文省略) (取締役会の招集権者および議長)	<u>第23条</u> (現行どおり) (取締役会の招集権者および議長)
<u>第29条</u> (条文省略) (取締役会の招集)	<u>第24条</u> (現行どおり) (取締役会の招集)
<u>第30条</u> (条文省略)	<u>第25条</u> (現行どおり)

